

事務連絡
令和5年2月9日

都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
専務理事 松崎 宏則

国土交通省「標準的な運賃」「多重下請け」に係る実態調査 実施に係る協力依頼について

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般国土交通省では、令和2年4月に告示された「標準的な運賃」告示制度の浸透・活用状況等の実態を把握するため、また、持続可能な物流の構築に向けて「多重下請け」の状況を把握するため、貨物自動車運送事業者を対象としたWEB調査を実施することになりました。

会員事業者からは、標準的な運賃の水準の運賃収受ができていない、あるいは荷主からの価格転嫁が進んでいない等の状況に関する多くの声をいただいております、そのような窮状を国に訴える機会であるとともに、令和6年3月末で期限を迎える「標準的な運賃」告示制度の時限措置の延長に向けて重要な調査となっております。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、**貴協会の50～100社程度の会員事業者に回答をお願いする**とともに、1社でも多くの会員事業者から回答が得られるよう会報誌やホームページ、FAX、メール等のツールをご活用いただき、会員事業者に対し周知方よろしくお願い申し上げます。

1. アンケート調査方法

アンケートはWEB調査です。以下URLの回答フォームから送信をお願いいたします。

(URL) <https://form.gooker.jp/Q/auto/ja/truck/a/>

※ご回答につきましては、WEB回答となりますが、別添の調査票を下記の窓口まで

FAXまたはメールでお送りいただければ全ト協からまとめて国交省に回答いたします。

(FAX) 03-3354-1019

(メール) jta.kikaku.chosa2023@jta.or.jp

2. 回答期限

令和5年3月13日(月)まで

【添付書類】

- 国交省依頼文書「令和4年度 標準的な運賃に係る実態調査の実施について」(協力依頼)
- 国交省からのお願い「標準的な運賃」「多重下請け」に係る実態調査への協力依頼について
- 「標準的な運賃」「多重下請け」に係る実態調査 調査票

◇本件お問合わせ先

全日本トラック協会 企画部 星野、吉田、戸塚
電話：03-3354-1037

事 務 連 絡

令和5年2月6日

全日本トラック協会 御中

自動車局貨物課

令和4年度 標準的な運賃に係る実態調査の実施について
(協力依頼)

平素より、国土交通行政に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を経営する際の参考となる運賃を示す「標準的な運賃」の告示制度が創設されました。

国土交通省では本制度に基づき、令和2年4月に「標準的な運賃」の告示を行ったところです。

この度、「標準的な運賃」の浸透・活用状況等の実態を把握するため、貨物自動車運送事業者の方を対象とした調査を実施することといたしました。

貴協会におかれましては、都道府県トラック協会を通じ、貴協会会員事業者の皆様に対して周知及び回答のご依頼をしていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

国土交通省からのお願い

「標準的な運賃」「多重下請け」に係る 実態調査への協力依頼について

貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

平成30年に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を経営する際の参考となる運賃を示す「標準的な運賃」の告示制度が創設されました。

国土交通省では本制度に基づき、令和2年4月に「標準的な運賃」の告示を行ったところです。

また、持続可能な物流の構築に向け、「多重下請け」の状況を把握し、施策検討に向けた基礎データとしたいと考えております。

この度、「標準的な運賃」の浸透・活用状況や、「多重下請け」等の実態を把握するため、貨物自動車運送事業者の方を対象として、アンケートを実施することといたしましたので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありません。「標準的な運賃」「多重下請け」に関するご実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

◆アンケートの回答方法

アンケートは次ページ以降に記載の URL (QR コード) にパソコン等でアクセスいただくことにより、回答いただくことができます。

※調査会社より、メールにて URL を入手することも可能です。件名に「アンケート URL 希望」と記載の上、空メールをお送りください。⇒ [（お問い合わせ先） truck@crp.co.jp](mailto:truck@crp.co.jp)

◆アンケート回答期限：

令和5年3月13日（月）

【調査主体】

- | | | |
|---------|-----------------|----------|
| ○標準的な運賃 | 国土交通省自動車局貨物課 | 担当：武藤、高嶋 |
| ○多重下請け | 国土交通省総合政策局物流政策課 | 担当：関根、高井 |
- 東京都千代田区霞が関 2-1-3

【お問い合わせ先（調査会社）】

社会システム株式会社 担当：小豆畑（あずはた）、福田、佐々木
東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 三富ビル 6F

Mail : truck@crp.co.jp TEL : 03-5791-1138

※新型コロナウイルス感染症対策のため在宅勤務を行っている場合がございます。
そのためお問い合わせの際は、お手数ではございますが一度メールにてご連絡をいただけますと幸いです。

※アンケートの内容については、裏面をご参照ください。

運送事業者様向け アンケート調査内容

〈調査内容〉 標準的な運賃の浸透・活用状況、多重下請け等について

1. 貴社の概要（業務内容等）
2. 貴営業所の概要（所在地、主な取扱品目、企業規模等）
3. 標準的な運賃の認知状況
4. 令和4年度契約に向けた原価計算の実施状況
5. 令和4年度契約の運賃交渉状況
6. 令和5年度契約の交渉予定
7. 標準的な運賃制度の延長意向の有無
8. 貴社から他社（貨物自動車運送事業法の利用運送）への運送依頼
9. 貴社から他社（第1種貨物利用運送事業者）への運送依頼
10. 他社から貴社への運送依頼（下請けとしての運送受託）
11. 発注手段・契約内容の明確化
12. 運賃収受状況
13. その他

アンケートサイトの URL

アンケートサイトは、以下の URL からパソコン等でアクセスの上、ご回答をお願いいたします。

- URL (<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/truck/a/>) よりアクセス
- または
- 右の QR コードによりアクセス



※注意※ URL はアドレスバー（黒枠）に入力してください



※標準的な運賃の告示制度に関する情報はそれぞれ以下の URL よりご確認ください。

◎報道発表資料
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001341908.pdf>

◎標準的な運賃について
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001341909.pdf>

<ご注意>

営業所が複数所在する事業者においては、主たる営業所についてご回答ください。

1. 貴社の概要をご回答ください

(1) ご連絡先

事業者名：	
アドレス：	
ご担当者様名：	

(2) 主な業務内容について当てはまるもの1つに○をつけて下さい。

- ① 一般貨物自動車運送（特別積合せ貨物運送および貨物自動車利用運送を除く）
- ② 特別積合せ貨物運送
- ③ 貨物軽自動車運送

(3) 貴社の資本金について、当てはまるもの1つに○をつけて下さい。

- ① 300万円以上 1000万円以下 ② 1000万円を超え 5000万円以下
- ③ 5000万円を超え 1億円以下 ④ 1億円を超え 3億円以下 ⑤ 3億円を超える

2. 貴営業所の概要についてご回答ください。

(1) 貴営業所が所在する都道府県 ()

(2) 貴営業所の主たる位置づけについて、当てはまるもの1つに○をつけて下さい。 ※②を選択した場合は比率もご記入ください

- ① 真荷主からの運送を専業
- ② 真荷主からの運送と元請事業者からの運送の両方
 →比率（売上ベース） 真荷主からの依頼：元請け事業者からの依頼
 【 : 】
- ③ 元請事業者からの運送を専業

(3) 貴営業所の主な取扱品目について、最も多い品目を1つに○をつけてください。

1.米・麦・穀物	11.セメント・コンクリート・コンクリート製品	21.プラスチック製部品・加工品、ゴム製部品・加工品
2.生鮮食品	12.ガソリン・軽油など石油石炭製品	22.機械ユニット・半製品
3.加工食品	13.合成樹脂・塗料など化学性原料	23.精密機械・生産用機械・業務用機械
4.飲料・酒	14.医薬品	24.家電・民生用機械
5.原木・材木等の林産品	15.その他の化学製品	25.完成自動車・オートバイ
6.鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品	16.紙・パルプ	26.再生資源・スクラップ
7.鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	17.糸・反物などの繊維素材	27.廃棄物
8.鋼材・建材などの建築・建設用金属製品	18.衣類・布団などの繊維製品	28.宅配便・特積み貨物
9.壁紙・タイルなど住宅用資材	19.日用品	29.空容器・返送資材
10.金属部品・金属加工品（半製品）	20.書類・印刷物	30.その他（具体的に記入：)

(4) 企業規模について

1) 貴営業所の車種別の保有車両台数について、それぞれご記入ください。

車種	普通 (車両総重量 3.5t 未満)	準中型 (車両総重量 3.5t 以上 7.5t 未満)	中型 (車両総重量 7.5t 以上 11t 未満)	大型 (車両総重量 11t 以上)	トラクタ	トレーラ	貨物 軽自動車
台数	台	台	台	台	台	台	台

2) 貴営業所の従業員数 () 人

＜ご注意＞

本アンケートは令和4年度における運送契約（年度当初契約及び年度中の新たな契約）についてご回答ください（一部、令和5年度の見込みも含まれます）。

3. 標準的な運賃の認知状況について

◆標準的な運賃とは・・・

令和6年4月から働き方改革関連法に基づき、トラックドライバーの時間外労働の上限規制（年間 960 時間）が適用されます。

長時間労働、低賃金等によりトラックドライバーが確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、事業者が人材を確保し、法令遵守を徹底し、持続的なトラック輸送を維持するために、貨物自動車運送事業法が改正され、国土交通省は、令和2年4月、事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として「標準的な運賃」を定めました。

標準的な運賃により、事業継続に必要なコストに見合った対価を収受することが期待されます。

なお、本アンケートでの「標準的な運賃」とは、運送の役務に対する対価を示し、料金（待機時間料、積込・取卸料、附带業務料）や実費（高速道路利用料、フェリー利用料、燃油サーチャージ等）は含まれません。

(1) 最も当てはまるものを1つに○をつけてください。

- ① 「標準的な運賃」の金額や原価計算の方法を理解している
- ② 「標準的な運賃」の金額のみ理解している
- ③ 「標準的な運賃」という名称のみ知っている・聞いたことがある
- ④ その他（自由記載）（）

4. 令和4年度契約に向けた原価計算の実施状況

(1) 原価計算の実施状況について、最も当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 標準的な運賃の原価計算方法を考慮して原価計算を実施した ⇒ 5.(1)△
- ② 自社独自の方法で原価計算を実施した ⇒ 5.(1)△
- ③ 原価計算を実施していない ⇒ 4.(2)△

(2) (1)で「③原価計算を実施していない」を選択した場合、原価計算を実施していない理由について、当てはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 以前実施済み（具体的に：年）
- ② やり方がわからない
- ③ 事業経営上、必要性が生じていない
- ④ その他（）

5. 荷主との令和4年度契約の運賃交渉状況についておたずねします。

(1) これまでの運賃契約額のままでは今後の事業経営に支障があるものとして、運賃改定交渉の対象としていた契約本数をご記入ください。 < 本 >

(2) 荷主へ新たな運賃（標準的な運賃または標準的な運賃等を考慮した自社運賃）を提示しましたか。当てはまるものすべてを選択し、それぞれ該当する項目には、本数をご記入ください。

	「標準的な運賃」 （告示運賃）
① 標準的な運賃（告示運賃）を提示した	本
② 標準的な運賃又は自社独自の原価計算に基づく自社運賃を提示した	本
③ 具体的に値上げ額や値上げ率を提示している	本
④ 新たな運賃は提示していない（既存の自社運賃を継続）	本

⇒④に記入された方は、5.(4)についてもご回答ください

標準的な運賃に関する設問

(3) 新たな運賃（「標準的な運賃」、「標準的な運賃を考慮した自社運賃」または、「自社独自の原価を基にした運賃」）に対する荷主の対応状況についておたずねします。該当する項目についてそれぞれ本数をご記入ください。

	「標準的な運賃」 （告示運賃）	「標準的な運賃又は自社独自の原価 を基にした運賃」
希望額を収受できた	本	本
希望額ではないが、一部収受できた	本	本
収受できなかった	本	本
提示したものの、交渉自体に依りてもらえなかった	本	本
その他（自由記載） （ ）	本	本

(4) (2)で「④新たな運賃を提示していない」を選択した方にお伺いします。その理由について、以下の選択肢から当てはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 真荷主の経営状況を考慮 ② 真荷主又は元請け事業者から契約が打ち切られる恐れを考慮
③ 交渉に当たる人材、時間的制約 ④ その他（ ）

6. 令和5年度契約についての交渉予定についておたずねします。

(1) 令和4年度の運賃契約額のままでは今後の事業経営に支障があるものとして、運賃改定交渉予定の契約本数をご記入ください。< 本 >

(2) 荷主への提示予定運賃についてご記入ください。

	荷主への提示予定運賃本数
標準的な運賃（告示運賃）	本
標準的な運賃又は自社独自の原価計算に基づく自社運賃	本
具体的に値上げ額や値上げ率を提示	本
新たな運賃は提示しない（既存の自社運賃を継続）	本

7. 標準的な運賃制度についておたずねします。

(1) 「標準的な運賃」の告示制度については令和6年3月迄の時限措置となっております。本制度の延長意向について、当てはまるもの1つに○をしてください。

- ① 延長を希望する ② 延長を希望しない

(2) (1)で①延長を希望するを選択した場合、その理由について当てはまるものすべてに○をつけてください。また、その他の内容の理由がある場合は、自由記述欄にご記入ください。

- ① 原価計算の参考となる ② 荷主との交渉に活用しやすい
③ 運賃の下支えとなる ④ 自社の経営判断に活用できる

【自由記述欄】

標準的な運賃に関する設問

8. その他、標準的な運賃制度に関するご意見等があれば、ご回答ください。

※交渉拒否等の案件につきましては、「働きかけ」の対象事案とする場合もあります。その際にご回答者様へ国土交通省から連絡、同意を前提とさせていただきます。

【自由記述欄】

多重下請けに関する設問

9. 貴社の取引先の割合について、合計が100%となるようにお答えください。

取引先の種別	割合
荷主（貴社が元請け）	%
元請け物流事業者（貴社が2次請け）	%
2次請け物流事業者（貴社が3次請け）	%
3次請け物流事業者（貴社が4次請け）	%
4次請け物流事業者（貴社が5次請け）	%
それ以上	%
何次請けか不明	%
把握できない	%
計	100%

10. 貴社から他社（貨物自動車運送事業法の利用運送）への運送依頼

(1) 他のトラック事業者を利用して運送することがありますか。（貨物自動車運送事業法の利用運送）

当てはまるもの1つに○をつけて下さい。

①はい ②いいえ

(2) (1)で「①ある」と回答した場合、他のトラック事業者を利用して運送する理由（荷主からの運送依頼を断らない理由）をすべて選択して○をつけてください。

- ① 他者のトラック輸送を利用することを前提に荷主と運送契約を行っているため
- ② 荷主（運送契約の相手方、以下同じ。）と一定期間の運送契約を締結しており、運送を断ることができないため
- ③ 荷主から突発的な運送依頼があったため
- ④ 通常使用している自社のトラックが故障等したため
- ⑤ 自社のトラック（ドライバー）が不足しているため
- ⑥ 他者を利用した方が自社で運行するよりも費用が抑えることができ、利益を確保できるため。
- ⑦ その他（自由記載）（ ）

多重下請けに関する設問

(3) (1)で「①ある」と回答した場合、他のその場合の荷主について最も多いのは以下のうちどちらでしょうか。当てはまるもの1つに○をつけて下さい。

- ① 真荷主と直接契約
- ② 親会社（自社が物流子会社）
- ③ 親会社以外のグループ会社（自社が物流子会社）
- ④ 真荷主の物流業務受託会社（3PL 会社）
- ⑤ 他のトラック事業者
- ⑥ トラックを持たない第1種貨物利用運送事業者（①、②、③の者を除く。）
- ⑦ その他（自由記載）()

(4) (1)で「①ある」と回答した場合、貴社が他のトラック事業者へ委託する際の下請金額は、貴社が請け負った金額の概ね何%でしょうか。当てはまるものから1つ選んで○をつけて下さい。

- ①100%～
- ②95～99%
- ③90～94%
- ④85～89%
- ⑤80～85%
- ⑥80%未満

(5) (1)で「①ある」と回答した場合、貴社が他のトラック事業者へ委託した際、実際に運送した事業者を把握していますか。当てはまるものから1つ選んで○をつけて下さい。

- ① 全て把握している
- ② 概ね把握している。
- ③ あまり把握していない。
- ④ 把握していない。

(6) (5)で「①すべて把握している」「② 概ね把握している」と回答した場合、貴社が委託した事業者と実際に運送した事業者が異なること（孫請け運送）はどの程度の運行でありますか。当てはまるものから1つ選んで○をつけて下さい。

- ①10%未満
- ②10%程度
- ③20%程度
- ④30%程度
- ④40%程度
- ⑤50%程度
- ⑥60%程度
- ⑦70%程度
- ⑧80%程度
- ⑨90%以上

1.1. 貴社から他社（第1種貨物利用運送事業者）への運送依頼

(1) トラックを持たない第1種貨物利用運送事業者（いわゆる水屋）を利用して運送することがありますか。（貨物利用運送事業法の利用運送） 当てはまるものから1つ選んで○をつけて下さい。

- ①ある
- ②なし

(2) (1)で「①ある」と回答した場合、水屋を利用して運送する理由（荷主からの運送依頼を断らない理由）について当てはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 荷主から突発的な運送依頼があったため
- ② 通常使用している自社のトラックが故障等したため
- ③ 自社のトラック（ドライバー）が不足しているため
- ④ 第1種貨物利用運送事業者（いわゆる水屋）を利用しなければ必要なトラックを確保できないため
- ⑤ 水屋を利用した方が自社で運行するよりも費用が抑えることができ、利益を確保できるため。
- ⑥ その他(自由記載)()

多重下請けに関する設問

(3) (1)で「①ある」と回答した場合、その場合の荷主について最も多いのは以下のうちどちらでしょうか。当てはまるものから1つ選んで○をつけて下さい。

- ① 真荷主と直接契約
- ② 親会社（自社が物流子会社）
- ③ 親会社以外のグループ会社（自社が物流子会社）
- ④ 真荷主の物流業務受託会社（3PL 会社）
- ⑤ 他のトラック事業者
- ⑥ トラックを持たない第1種貨物利用運送事業者（①、②、③の者を除く。）
- ⑦ その他(自由記載)()

(4) (1)で「①ある」と回答した場合、貴社が水屋に委託する際の下請金額は、貴社が請け負った金額の概ね何%でしょうか。当てはまるものから1つ選んで○をつけて下さい。

- ①100%～
- ②95～99%
- ③90～94%
- ④85～89%
- ⑤80～85%
- ⑥80%未満

(5) (1)で「①ある」と回答した場合、貴社が水屋に委託した際、実際に運送した事業者を把握していますか。当てはまるものから1つ選んで○をつけて下さい。

- ①全て把握している
- ②概ね把握している
- ③あまり把握していない
- ④把握していない

12. 他社から貴社への運送依頼（下請けとしての運送受託）

(1) 他社から運送依頼がある場合、引き受けることがありますか。当てはまるものから1つ選んで○をつけて下さい。

- ①ある
- ②なし

(2) (1)で「①ある」と回答した場合、その場合の運送依頼主について以下の選択肢からすべて選んで○をつけて下さい。

- ① 他のトラック事業者
- ② トラックを持たない第1種貨物利用運送事業者（いわゆる水屋）
- ③ その他（自由記載）()

(3) (1)で「①ある」と回答した場合、貴社が下請として受託する理由について、当てはまるものから1つに○をつけて下さい。

- ①荷主に直接営業することが困難なため
- ②親会社やグループ会社から委託を受けるため
- ③仲間の事業者を助けるため
- ④普段から元請になることがなく、同じ元請からの下請を行うのみであるため
- ⑤その他(自由記載)()

(4) (1)で「①ある」と回答した場合、更に貴社から他社へ運送依頼（孫請けへの運送依頼）をすることがありますか。当てはまるものから1つに○をつけて下さい。

- ①ある
- ②ない

多重下請けに関する設問

(5) (4)で「①ある」と回答した場合、孫請けへの運送を依頼する理由について当てはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 突発的な運送依頼のため
- ② 通常使用している自社のトラックが故障等したため
- ③ 自社のトラック（ドライバー）が不足しているため
- ④ 運賃・料金が安い
- ⑤ 自社で運行するよりも費用が抑えることができ、利益を確保できるため。
- ⑥ その他（自由記載）()

(6) (2)で「②トラックを持たない第1種貨物利用運送事業者（いわゆる水屋）」と回答した場合、運送を引き受ける理由について当てはまるものすべてに○をつけてください。

- ①自ら水屋にマッチングを依頼したため
- ②たまたまトラックが空いていたため
- ③昔からの付き合いがあるため
- ④断る理由がないため
- ⑤その他（自由記載）()

(7) (2)で「②トラックを持たない第1種貨物利用運送事業者（いわゆる水屋）」と回答した場合、契約形態について当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ①利用運送契約
- ②運送取次契約
- ③契約書がないためよくわからない。

(8) (2)で「②トラックを持たない第1種貨物利用運送事業者（いわゆる水屋）」と回答した場合、水屋との取引の運賃水準は、貴社が元請けの場合を100とした場合、どの程度か教えてください。以下から当てはまるもの1つに○をつけて下さい。

- ①100%～
- ②95～99%
- ③90～94%
- ④85～89%
- ⑤80～84%
- ⑥75～79%
- ⑦70～74%
- ⑧70%未満
- ⑨不明

13. 発注手段・契約内容の明確化

(1) 貴社が真荷主から受注する場合における受発注の手段の割合を教えてください。

(2) 他のトラック事業者とやりとりする場合における受発注の手段の割合を教えてください。

※合計が10割になるようにご回答ください。

発注手段	(1)真荷主	(2)トラック事業者
電話	割	割
紙、FAX	割	割
メール（csv ファイル等を添付）	割	割
メール（上記以外）	割	割
EDI	割	割
その他	割	割
合計	10割	10割

(3) 真荷主との契約において、(4)他のトラック事業者同士の契約において、契約内容の書面化（書面に加えて、電子的な方法を含む）がなされている運送の割合を教えてください。

	(3)真荷主との契約	(4)トラック事業者同士の契約
契約内容が書面化されている割合	割	割

多重下請けに関する設問

(5) 契約内容が書面化されている場合の記載内容とその程度について教えてください。

各内容の程度について、ア～ウから当てはまるもの1つに○をつけてください。

記載内容	程度（ア：明確に記載している、イ：記載しているが不明確、ウ：全く記載していない）				
運送日時	ア	・	イ	・	ウ
附帯業務内容	ア	・	イ	・	ウ
運賃・料金	ア	・	イ	・	ウ
附帯業務料金	ア	・	イ	・	ウ
車両留置料	ア	・	イ	・	ウ
燃油サーチャージ	ア	・	イ	・	ウ
その他	ア	・	イ	・	ウ

(6) 契約書に記載のない付帯業務（荷積み・荷下ろし）は行っていますか。

当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ①はい ②いいえ

(7) (6)で「①はい」と回答した場合、フォークリフトでの荷役（荷積み・荷下ろし）を行ったことがありますか。

当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ①はい ②いいえ

14. 運賃収受状況

(1) 貴社が元請けの場合、実際に収受できている運賃は、届出運賃のどの程度か教えてください。

- ①100%～ ②90～99% ③80～89% ④70～79% ⑤60～69% ⑥60%未満

(2) 貴社が下請けの場合、実際に収受できている運賃は、届出運賃のどの程度か教えてください。

- ①100%～ ②90～99% ③80～89% ④70～79% ⑤60～69% ⑥60%未満

以上でアンケートは終了です。

お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。